

所得税の 特別控除

耐震改修をした住宅のうち、一定の条件を満たす住宅に対して、所得税の特別控除が受けられます。

(証明書の添付が必要です。)

◆対象となる住宅 次のすべてに該当すること

- ①昭和56年5月31日以前に着工された家屋であること
- ②控除を受ける者が自ら居住の用に供している家屋であること
- ③現行の耐震基準に適合させる工事であること

- ◆控除額／平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合
住宅耐震改修に要した費用の額の10%を所得税から控除(上限20万円)
平成21年1月1日から平成26年3月31日までの間に住宅耐震改修をした場合
当該住宅耐震改修に要した費用と当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の
いずれか少ない金額の10%を所得税から控除(上限20万円)
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に住宅耐震改修をした場合
当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の10%を所得税から控除(上限25万円)
旧消費税率(5%)のみが適用される場合は20万円を上限とする。

手続き / みよし市が発行する証明書(要申込)を添付し、確定申告を行うことが必要です。

所得税の特別控除を受けるには、左記の民間木造住宅耐震診断、もしくは(一財)愛知県住宅センターによる耐震診断を受ける必要があります。

固定資産税 の減額措置

耐震改修をした住宅のうち、一定の条件を満たす住宅に対して、固定資産税が一定期間減額されます。

(申告が必要です。)

◆対象となる住宅 次のすべてに該当すること

- 改修工事により現行の耐震基準に適合すること
- 昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅または併用住宅(居住部分の床面積の割合が延床面積の2分の1以上)であること
- 平成30年3月31日までの間に耐震改修工事が完了していること
- 耐震改修工事費が50万円を超えること

◆減額税額 / 1戸当たり120㎡相当分の固定資産税額(家屋分)の2分の1

◆減額期間 /

- 改修工事完了の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度(完了が1月1日の場合は、当該年度)の1年度分
- | | |
|--------------------|-------------|
| 完了がH28.1.2~H29.1.1 | 平成29年度分のみ減額 |
| 完了がH29.1.2~H29.1.1 | 平成30年度分のみ減額 |
| 完了がH30.1.2~H29.1.1 | 平成31年度分のみ減額 |
- (当該家屋が耐震改修工事完了の直前に通行障害既存不適格建築物であった場合は、2年度分)

◆手続き /

工事完了から3ヵ月以内に、「耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」(税務課で配布、またはみよし市のホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、現行の耐震基準を満たすことを証する書類(地方公共団体・建築士・指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関のいずれかが発行したもの)及び耐震改修に要した費用を証する書類を添えて、税務課へ申告してください。

